

## 令和5年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症罹患者等への対応について

### 1 新型コロナウイルス感染症罹患等による受検の可否

#### (1) 受検できる者

次の①、②の条件を全て満たす濃厚接触者は、受検できるものとする。

- ① 濃厚接触者となってから検査当日まで無症状であること
- ② 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

#### (2) 受検できない者

次の①～④のいずれかに該当する者は、受検できないものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ② 「1の(1)」以外の濃厚接触者
- ③ 濃厚接触者にあたらないが、次の項目で1つ以上該当がある者
  - (a) 検査当日に38.0℃以上の高熱がある
  - (b) 検査当日に息苦しさ（呼吸困難）がある
  - (c) 検査当日に強いたるさ（倦怠感）がある
- ④ 濃厚接触者にあたらないが、次の項目で2つ以上該当がある者
  - (a) 検査当日に発熱の症状がある（37.5℃以上38.0℃未満）
  - (b) 検査当日に咳の症状がある
  - (c) 検査当日に咽頭痛がある

#### 濃厚接触者について

富山県では、患者の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次のいずれかに該当する者を濃厚接触者としており、令和5年度入学者選抜においても同様とする。

○患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・ 同居の家族は原則濃厚接触者となる

二世帯住宅等において、玄関が別であっても、同一家屋内で行き来ができる状態があるなど、1つでも共有しているスペースがあれば同居とする

○手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクの着用等なしで、15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）

※ 患者の発症日の2日前から（無症状の場合は検体採取日の2日前から）療養期間中

### 2 選抜の概要

#### (1) 全日制の課程推薦入学者選抜

- ① 「1の(1)」該当者の面接等の実施は以下のとおりとする。
  - ・ 志願先高等学校にて、面接等実施期日に志願先高等学校長が定める日程で実施する。

・面接等の内容は、他の受検者と同様とする。

② 「1の(2)」該当者の判定は書類選考によるものとする。

※インフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検できなかった者も含める。

## (2) 全日制の課程一般入学者選抜

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・県教育委員会が定めた別会場にて、学力検査実施期日に学力検査を実施する。
- ・面接、実技検査は志願先高等学校にて、学力検査第2日に志願先高等学校長が定める日程で実施する。

② 「1の(2)」該当者には、追検査の申請を認める。

③ 「1の(2)」該当者のうち、追検査の受検が困難な者の判定は書類選考によるものとする。

## (3) 全日制の課程一般入学者選抜追検査

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・志願先高等学校にて、追検査実施期日に実施する。

② 「1の(2)」該当者の判定は書類選考によるものとする。

## (4) 全日制の課程第2次選抜

① 「2の(2)の③」もしくは「2の(3)の②」により不合格となり志願した者の判定は書類選考によるものとする。

## (5) 定時制の課程入学者選抜第1次選抜

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・志願先高等学校にて、検査実施期日に実施する。

② 「1の(2)」該当者には、第2次選抜において、第1次選抜で志願した高等学校の同一学科への志願を認める。

③ 「1の(2)」該当者で、第2次選抜に志願する者の入学考査手数料を免除する。

## (6) 定時制の課程入学者選抜第2次選抜

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・志願先高等学校にて、検査実施期日に実施する。

② 「1の(2)」該当者の検査の実施等は以下のとおりとする。

- ・治癒した後、志願先高等学校にて、志願先高等学校長が定めた日時に面接を実施する。
- ・面接を実施する期限は、令和5年4月21日(金)までとする。
- ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。

## (7) 通信制の課程入学者選抜

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・雄峰高等学校にて、検査実施期日に実施する。

② 「1の(2)」該当者で、第2次募集に志願する者の入学考査手数料を免除する。

## (8) 通信制の課程入学者選抜第2次募集

① 「1の(1)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・雄峰高等学校にて、検査実施期日に実施する。

② 「1の(2)」該当者の検査の実施は以下のとおりとする。

- ・治癒した後、雄峰高等学校長が定めた日時及び場所において面接を実施する。
- ・面接を実施する期限は、令和5年4月21日(金)までとする。

- ・判定は中学校長等から提出された資料、面接の結果によるものとする。

### 3 全日制の課程推薦入学者選抜における手続

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て志願先高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

#### (1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合

- ・中学校長等は令和5年2月10日(金)正午までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、2月10日(金)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。その際、面接等を実施する日程及び場所等を記載する。

#### (2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合

- ・中学校長等は令和5年2月13日(月)午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、2月13日(月)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

### 4 全日制の課程一般入学者選抜における手続

志願者は、(1)～(3)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て志願先高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

#### (1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合

- ・中学校長等は令和5年3月7日(火)正午までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、3月7日(火)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。その際、面接や実技検査を実施する場合は、日程及び場所等を記載する。

#### (2) 志願者が「1の(2)」に該当し、追検査の受検の可能性がある場合

- ・中学校長等は欠席する当日の午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「追検査受検申請書」を2部作成し、3月10日(金)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

#### (3) 志願者が「1の(2)」に該当し、追検査の受検が困難である場合

- ・中学校長等は欠席する当日の午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、3月10日(金)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

## 5 全日制の課程一般入学者選抜追検査における手続

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て志願先高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

### (1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合

- ・中学校長等は令和5年3月10日(金)正午までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、3月10日(金)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

### (2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合

- ・中学校長等は令和5年3月13日(月)午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、3月13日(月)午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

## 6 定時制の課程入学者選抜第1次選抜における手続

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て志願先高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

### (1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合

- ・中学校長等は検査実施期日前日の正午までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、検査実施期日前日の午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

### (2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合

- ・中学校長等は検査実施期日の午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、検査実施期日の午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。又、新型コロナウイルス感染症対応に係る「入学考査手数料納入済証明書」を発行する。

※ 第2次選抜を志願する場合は、志願者は、所定の入学願書(様式22)を中学校長等を経て、志願先高等学校長に提出すること。その際、新型コロナウイルス感染症対応に係る「入学考査手数料減免申請書」と「入学考査手数料納入済証明書」を添付する。

## 7 定時制の課程入学者選抜第2次選抜における手続

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て志願先高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

### (1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合

- ・中学校長等は検査実施期日前日の正午までに、志願先高等学校長に連絡する。

- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、検査実施期日前日の午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

**(2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合**

- ・中学校長等は検査実施期日の午前8時までに、志願先高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、検査実施期日の午後3時までに志願先高等学校長に提出する。
- ・志願先高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

**8 通信制の課程入学者選抜における手続**

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て雄峰高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

**(1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合**

- ・中学校長等は令和5年3月22日(水)正午までに、雄峰高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、令和5年3月22日(水)午後3時までに雄峰高等学校長に提出する。
- ・雄峰高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

**(2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合**

- ・中学校長等は令和5年3月23日(木)午前8時までに、雄峰高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、3月23日(木)午後3時までに雄峰高等学校長に提出する。
- ・雄峰高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。又、新型コロナウイルス感染症対応に係る「入学考査手数料納入済証明書」を発行する。

※ 第2次募集を志願する場合は、志願者は、所定の入学願書(様式25)を中学校長等を経て、雄峰高等学校長に提出すること。その際、新型コロナウイルス感染症対応に係る「入学考査手数料減免申請書」と「入学考査手数料納入済証明書」を添付する。

**9 通信制の課程入学者選抜第2次募集における手続**

志願者は、(1)又は(2)に該当する場合、その旨を、中学校長等を経て雄峰高等学校長にすみやかに連絡するとともに、手続を行う。

**(1) 志願者が「1の(1)」に該当する場合**

- ・中学校長等は検査実施期日前日の正午までに、雄峰高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「受検上の配慮申請書」を2部作成し、検査実施期日前日の午後3時までに雄峰高等学校長に提出する。
- ・雄峰高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

**(2) 志願者が「1の(2)」に該当する場合**

- ・中学校長等は検査実施期日の午前8時までに、雄峰高等学校長に連絡する。
- ・中学校長等は「対応願」を2部作成し、検査実施期日の午後3時までに中学校長等を経て雄峰高等学校長に提出する。
- ・雄峰高等学校長は、このうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

## 10 中学校等と高等学校間の連絡

電話連絡は原則校長間とするが、やむを得ない場合は、管理職間でも可とする。

志願者(保護者)	中学校等	高等学校	県教委
<b>コロナ感染等判明</b>	連絡	連絡	報告
	<b>申請書又は 対応願作成</b>	手交	
	連絡	手交	<b>書面回答</b> 写しの提出

## 11 その他

この取扱については、今後の感染状況により、変更となる可能性がある。